

岐阜県サテライトオフィス等施設 誘致推進事業費補助金 ＜進出支援事業のご案内＞

岐阜県では、県外本社の法人の方が、県内の指定施設にサテライトオフィス等を開設する場合に、その進出を支援するために助成いたします。

■申請受付期間

令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月6日（金）（必着）

※令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月6日（金）までに賃貸借契約を締結したものに限りです。

※交付申請時にサテライトオフィス等を開設（入居）していることが必要です。

※期間内であっても予算がなくなり次第、終了となります。

■補助対象者

本店（主たる事務所）が県外にある法人で、県内に初めてサテライトオフィスを開設するもの（個人事業主は不可）

※ご注意：小売・飲食等接客サービス目的の店舗は対象外になります。

■対象施設

岐阜県が指定するサテライトオフィス入居用の賃貸施設

■補助額

1年目は20万円、2年目は30万円、3年目は40万円（開設後3年目まで毎年申請が可能）

※1年分の賃料が補助金額未満の場合は、その額を上限とする。

■留意事項

- ・交付申請を希望する場合は、事前に企業誘致課にご相談ください。
- ・次のいずれかの場合には、補助金の返還が生じますので、ご注意ください。
 - （1）虚偽の内容や利用の実態等が判明したとき
 - （2）補助金の交付の申請日から1年以内にサテライトオフィス等を閉鎖したとき
- ・令和8年度から5年間、活動状況の報告が必要になります。
- ・その他詳細は「岐阜県サテライトオフィス等施設誘致推進事業費補助金交付要綱」を参照ください。

■提出書類

- (1) 岐阜県サテライトオフィス等施設誘致推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 直近2年間の決算書の写し
- (4) 定款
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 賃貸借契約書
- (7) 口座振込先登録依頼書

■提出先及びお問合せ先

様式及び交付要綱は、入居する施設の管理者から提供していただくか、以下の問合せ先にご連絡をお願いします。

なお、郵送によるご申請の場合は、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録等）にてお送りいただくようお願いします。

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市蕨田南2丁目1-1 10階

電話：058-272-8372 FAX：058-278-2659